

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2025年1月(2024.12.17~2025.1.20)

法令情報

1. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第402号＞(2024.12.27公布、2026.1.1施行他)

新たに一般照明用の蛍光灯、水銀を含む電池等が、特定水銀使用製品に追加されました。今後、電池は2026年1月から、蛍光灯は2026年1月、2027年1月又は2028年1月に製造が禁止されます。

当該製品を製造する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04170.html

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第382号＞(2024.12.18公布、2025.2.18施行他)

主に紫外線吸収剤として利用されるUV-328、殺虫剤として利用されるメトキシクロル及び難燃剤として利用されるデクロンプラスが第一種特定化学物質に指定されました。

当該物質を製造または輸入等している事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04106.html

3-1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令

＜政令第3号＞(2025.1.16公布、2025.2.1施行)

-2. 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項について定める省令 ＜環境省令第1号＞(同上)

-3. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するための基本的な方針 ＜環境省告示第2号＞(同上)

題記法律の一部施行日が決まりました。本法は資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。政令(-1)では、省令(-2)に照らし対応が著しく不十分であると認めるときに環境大臣からの勧告及び命令の対象となる特定産業廃棄物処分業者の要件等が、省令(-2)では資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項が定められました。

廃棄物処分業者（廃掃法規定の一般及び産業廃棄物処分業者等）に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04242.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果について(最終取りまとめ) (2024.12.24 環境省)

国交省と環境省は水道事業、水道用水供給事業及び専用水道における題記調査結果のまとめを公表しました。2024年度水質検査を実施した事業数は1745事業(前年度比+420)、PFOS及びPFOAの暫定目標値(50ng/L)を超過した事業数は0件(前年度比▲3)でした。

＜参考＞環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04194.html

2. 2024年度「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会の開催について

(2025.1.14 環境省)

環境省は、法の趣旨や基本方針(2024年度の主な見直しポイント等)について、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体等及び事業者等を対象に、2025.2.17から3.11にかけて全国6都道府県及び2025.3.4にwebセミナーで開催します。また、本説明会の録画が全日程終了後に環境省YouTubeチャンネルに掲載されます。

〈参考〉環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04240.html

公募情報

1. あなたの地域の浸水を察知し迅速な行動へ ～ワンコイン浸水センサ実証実験の

新規参加者を募集します～ (2024.12.24 国交省)

国交省は、民間企業等を対象に浸水の危険性がある地域に手頃な価格の小型センサを設置し、リアルタイムに浸水の有無を把握するための実証実験の実施者を募集します。浸水センサ、通信装置及びデータ共有サーバ等は国交省が準備したものを利用できます。公募期限は2025.2.28です。

〈参考〉国交省ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001278.html

以 上